

意見書

平成23年2月24日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんぼんにごう
住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 KDDI株式会社

代表取締役社長 たなか たかし
田中 孝司

メールアドレス XXXXXXXXXX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条により、平成23年1月26日付けで公告された電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

1. 総論

今回の見直しの前提は、NTT東・西が、「光の道」実現に向けてメタルから光へのマイグレーションを進めていく過程の中で、メタルと光の二重投資の回避やメタル撤去、光化やIP化等によってコストを削減し、国民負担を最小化できると考えます。

見直しの結果、NTT東・西は、加入電話と光IP電話のいずれかを提供すればよいことになりましたが、これではメタル撤去のインセンティブが必ずしも働かないことから、メタルから光への円滑な移行が促進されるのかは明らかではありません。

このため、NTT東・西は、国民負担の最小化に向けて、マイグレーションの時期や方法を明確にしていくため、コア網についてだけでなく、現状のメタルアクセス回線をいつまで維持し、その後どのように扱っていくのか等の計画を速やかに開示すべきと考えます。

2. 各項目に関する意見

【各種規制について】

今回の改正案では、加入電話を提供する事業者の光IP電話が基礎的電気通信役務の対象として追加されることとなりましたが、適格電気通信事業者であるNTT東・西以外の事業者が、光IP電話の提供を推進したとしても、メタル回線を独占的に保有するNTT東・西が、自らメタル撤去をしない限り、直ちには「光の道」実現に結びつきません。それにも拘わらず、NTT東・西以外の事業者に対して約款届出や会計整理等の各種規制を適用することは、事業運営上、時間やコスト等の負担が大きくなるだけであり妥当ではありません。

加えて、今回の改正案では、OABJ光IP電話を提供する事業者において加入電話の提供有無だけで適用される規制に差が生じることとなり、規制が適用される事業者は、機動的な料金設定ができない等不利になることが懸念されます。

以上より、NTT東・西以外の事業者に対する約款届出や会計整理等各種規制の負荷は軽減すべきであり、その対象を適格電気通信事業者のみとするよう速やかに見直すことが必要と考えます。

【提供方法等の報告について】(電気通信事業法施行規則第14条の2)

本規定は、「利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合」に「他の役務」の提供方法等について事前の報告義務を課すというものであり、その「他の役務」の具体的な例として「自治体IRU地域において自治体等が提供するサービスの利用契約が必要な場合など」と諮問時の説明資料に示されています。

しかしながら、改正案においては「他の役務」の範囲について特段の限定がされていないことから、

適格電気通信事業者以外の事業者のサービスについてまで報告義務が課せられて、事業者側の負担が増すことや機動的なサービス展開の障害となること等が懸念されるため、報告に係る負荷は軽減すべきであり、その対象を適格電気通信事業者のみとするよう速やかに見直すことが必要と考えます。

【提供区域等の報告について】(電気通信事業法施行規則第22条の2)

提供区域等の報告義務を新たに課すのは、今後、ある地域で加入電話の代わりに光IP電話が提供されると、その地域では加入電話が利用できなくなり、利用者への影響等が大きいことから、その地域を事前に把握するためと理解しています。

加入電話(ドライカップ電話)を提供する接続事業者は、NTT東・西が独占的に保有するメタル回線を借りてサービスを提供していますが、NTT東・西が、ある提供区域のメタルを撤去する前に、接続事業者がその区域のドライカップ電話の代わりに自社の光IP電話を提供してユーザーを移行させたとしても、この報告義務が課せられます。しかしながら、その後ユーザーが接続事業者の光IP電話を利用しなくなったとしても、NTT東・西がメタル回線を撤去しない限り加入電話を利用可能でありユニバーサルサービスが確保されていることから、その地域でNTT東・西が加入電話の代わりに光IP電話を提供する際に自ら報告すれば十分といえます。

このため、本報告義務は、適格電気通信事業者のみに適用するよう速やかに見直すべきと考えます。

以 上